

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安立園(以下「本法人」という。)の定款第8条及び定款第21条に基づき、評議員及び役員の報酬等について定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする常務理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表1に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。

- (1) 報酬は、別表第2に定める一人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員給与規程第14条に準じ、月額40,000円を限度とする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本法人業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は月締めとし、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 支給日は、職員給与規程又は準職員就業規則第16条に準ずる。

(費用の弁償)

第5条 本法人は第2条の第1号、第2号及び第4号による評議員及び役員が法人業務のため出張する場合は、職員給与規程に基づき算出された費用を弁償する。その際、日当及び宿泊料は施設長欄を適用する。

2 交通費については、近接地外の旅行に関するものを対象とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額(一人当たり)	年度総額(一人当たり)	年間総額(合計)
評議員	¥15,000	¥45,000	¥600,000

別表2 常勤役員(常務理事)の報酬

役 職	報酬月額 (一人当たり)	期末手当年額 (一人当たり)	年間総額 (一人当たり)
常務理事	¥320,000	¥960,000	¥4,800,000

別表3 非常勤役員の報酬

役 職	報酬日額(一人当たり)	年度総額(一人当たり)	年間総額(合計)
理事長	¥15,000	¥555,000	¥555,000
理 事	¥15,000	¥75,000	¥300,000
監 事	¥15,000	¥170,000	¥340,000

※業務に従事した時間が、2時間を超えた場合は、25,000円を限度に、以後1時間につき5,000円を加算することができる。